

平成 28 年 6 月 17 日

熊本地震において被災した学生への災害見舞金の申請について

本学では、地震や大雨等の災害により学生の世帯が被災した場合に、規定に基づき、災害見舞金の支給を行っています。

被災された学生で、下記の支給対象事項に該当する場合は、添付ファイルの「経済支援申請書」及び関係証明書等を添えて、期間内に申請してください。

記

○支給対象

家計支持者の所有・居住する家屋が全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊した場合

※ 既に経済支援申請書を提出している場合は再度申請する必要はありません。

○申請期間

平成 28 年 6 月 20 日（月）～9 月 30 日（金）

○提出物

①経済支援申請書

②罹(被)災証明書

③その他の必要とする資料

○提出および問合せ先

学部生 : 学生課奨学金係 **☎092-871-6631** 内線 2654・2656

大学院生 : 大学院事務課 **☎092-871-6631** 内線 2912・2913

法科大学院生 : 法科大学院事務室 **☎092-871-6631** 内線 4811・4812

○審査・結果通知

申請資料をもとに、規定に基づき審査し、決定次第、結果を F U ポータル等で通知します。

以 上